技術者制度について

○ 営業所に配置が求められている技術者

営業所の専任技術者

営業所の専任技術者とは

営業所の専任技術者は、建設工事に関する請負契約の締結にあたり、技術的なサポート(工 法の検討、注文者への技術的な説明、見積り等)を行うために置かれるもので、常時その営 業所に勤務していることが必要であり、専任(常勤・常駐)で置くこととされています。 (建設業法 第7条第2号、第15条第2号)

営業所の専任技術者の取扱いについて

工事現場に専任が求められる建設工事にかかる主任技術者又は監理技術者や現場常駐である現場代理人との兼務はできません。

ただし、専任が求められる建設工事以外にあっては、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあるものは、専任を要しない主任技術者又は監理技術者になることが特例として認められています。

○ 工事現場に配置が求められる技術者・現場代理人

監理技術者	次のいずれかに該当する場合
	○ 特定建設業許可を有する元請業者が合計4,500万円以上(建築一式
	工事は7,000万円以上)を下請負契約して施工する工事
	○ 入札条件で、監理技術者を配置することとしている工事
主任技術者	○ 監理技術者を配置する以外の工事については、元請・下請・請負金額の
	多寡を問わず配置しなければならない。
現場代理人	○ 全ての工事において配置しなければならない。

○雇用関係の確認

専任配置を要しない工事の技術者等の直接雇用、現場代理人および専任配置を要する工事の技術者等の直接かつ恒常的な雇用を確認するため、着手届の添付書類として健康保険被保険者証(写し)等の提出が必要です。

○主任技術者又は監理技術者(以下「技術者等」という。)の資格確認 配置技術者の資格を確認するため、資格を有することが確認できる書類又は実務経歴書 の提出が必要です。

○ 途中交代について

工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、技術者等の途中交代は次に掲げる場合を除き、原則認めません。

- 1 死亡、疾病又は退職等
- 2 工事中止又は契約内容の大幅な変更により工期が延長された場合
- 3 工場製作がある工事で、工場から現地へと現場が移行する場合
- 4 契約工期が多年に及ぶ場合